

## 環境美化推進員に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市環境美化に関する条例施行規則第8条に規定する環境美化推進員(以下「推進員」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(環境美化推進団体)

第2条 推進員となる意思をもつ者おおむね5人以上で構成された住民団体等を環境美化推進団体(以下「推進団体」という。)という。

2 前項の規定による推進団体の活動内容は次の各号によるものとする。

- (1) 条例第6条、第7条、第8条及び第9条の規定に関する啓発活動
- (2) 市が実施する環境美化活動への参加
- (3) その他市長が認める活動

3 推進団体の活動日及び活動地域等については、第3条第3項第2号に規定する推進活動計画書によるものとする。

(推進団体の認定申請等)

第3条 市長は、環境美化推進活動を行うことが適当と認める住民団体等を、環境美化推進団体(以下「推進団体」という。)として認定することができる。

2 前項の規定による認定を受けようとする住民団体等は、環境美化推進団体認定申請書(様式第1号。(以下「申請書」という。))を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。

3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。

- (1) 満18歳以上で構成された団体で活動する者の住所、氏名等を記載した登録者名簿
- (2) 活動予定日及び活動地域等を示した推進活動計画書
- (3) その他市長が必要と認めるもの

4 推進団体は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは事前に環境美化推進団体認定変更届(様式第2号)を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。

5 推進団体の代表者は、推進団体の登録者名簿に記載された者がこの要領に反した活動を行わないように監督に努めなければならない。

6 推進団体が解散又は活動を中止したときは、環境美化推進団体廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(推進団体の認定書の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定に基づき推進団体として認定したときは、環境美化推進団体認定書(様式第4号)を交付する。

2 推進団体の任期は、認定した日から1年を経過する日以後の最初の8月31日までとする。ただし、更新を妨げない。

3 市長は、推進団体としてふさわしくない行為があったと認めるときは、推進団体の認定を

取消することができる。

(推進員の選任等)

第5条 市長は、第3条第3項第1号に規定する登録者名簿に記載された者のうち、次に掲げる要件を満たす者を推進員として活動を選任する。

(1) 活動が無償で行うことができる者

(2) 市が行う講習会を受講した者

2 推進員への選任は、前項第2号に規定する講習会を受講後に、活動を選任された者であることを証する環境美化推進員証(様式第5号。以下「推進員証」という。)の交付をもって行う。

3 推進員に対する選任期間は、推進員が所属する推進団体の認定期間の範囲内とする。

4 市長は、推進員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、その者に対する選任を取消することができる。また、推進員が所属する推進団体の認定が取消されたときは、推進員に対する選任は取消されたものとする。

5 推進員が、選任期間の満了若しくは選任の取消しにより、その身分を失ったときは、推進団体の代表者は推進員証を市長に返却しなければならない。

(活動に際しての遵守事項等)

第6条 推進員が活動を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動は、その安全を確保するため2人以上で行うものとする。

(2) 活動は、推進員証を携帯しなければならない。

(3) 交通安全に心掛けるなど事故等がないよう努めるものとする。

(4) 活動は、恣意的な活動を行わないものとする。

2 推進員は事故等が発生したときは、団体の代表者及び市に速やかに報告しなければならない。

3 団体は、活動を行った後、環境美化推進活動報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この要領の施行に関し必要な事項は、環境部長が定める。

附 則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。ただし、第3条の規定については、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。